

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯田市	三穂地区伊豆木(第5～8組合)	令和4年2月1日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	119.84 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61.19 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	14.17 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.64 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.78 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.18 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

重要文化財の小笠原書院があり、日本の農村の原風景のような景観が良い地域もあるが、全体としては中山間地域で、傾斜があり面積が小さい等条件の悪い農地も多く、農業者の高齢化が進んでいる。また、アンケートに回答した後継者がいる農業者は3割強であり、規模拡大を目指す農業者は少ない。地区内外から新たな農地の受け手を確保するとともに、農地の活用方法についての検討が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在中心経営体である認定農業者12経営体、基本構想水準到達者6経営体(経営規模拡大の意向のある農業者4経営体)が主として担っていくほか、入作を希望する認定農業者、認定新規就農者の受け入れを促進することにより、農地の集約化を目指す。

水田利用については、中山間地域農業直接支払交付金事業の集落協定での維持管理を図るほか、中心経営体である認定農業者を中心に担う。
柿などの樹園地利用については、中心経営体である認定農業者が担っていくほか、新規就農者の受け入れを促進することで対応していく。

中山間地域農業直接支払交付金事業の集落協定等、既存の集落単位の話合いの機会等を活用し、優良農地への農地集積を進めるほか、景観の維持、保全等の観点も含めて農地の活用方法の検討を進める。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	主に農業を営む範囲
認農	A	果樹	1.39 ha	果樹	1.39 ha	伊豆木
到達	B	酪農	3.00 ha	酪農	3.00 ha	伊豆木
認農法	C	水稻、果樹、きのこ	11.90 ha	水稻、果樹、きのこ	13.00 ha	伊豆木
認農	D	水稻、果樹	1.15 ha	水稻、果樹	1.50 ha	伊豆木
認農	E	花き、野菜	0.05 ha	花き、野菜	0.05 ha	伊豆木
認農	F	施設野菜	0.15 ha	施設野菜	0.15 ha	伊豆木
認農	G	水稻、露地野菜、果樹、花卉	0.73 ha	水稻、露地野菜、果樹、花卉	0.73 ha	伊豆木
到達	H	果樹	0.14 ha	果樹	0.14 ha	伊豆木
認農	I	果樹	0.60 ha	果樹	0.60 ha	伊豆木
到達	J	水稻、果樹	1.10 ha	水稻、果樹	1.10 ha	伊豆木
到達	K	水稻、果樹	0.08 ha	水稻、果樹	0.08 ha	伊豆木
認農	L	果樹	0.20 ha	果樹	0.40 ha	伊豆木
到達	M	果樹	0.49 ha	果樹	0.49 ha	伊豆木
認農法	N	水稻、果樹	2.34 ha	水稻、果樹	2.34 ha	伊豆木
認農	O	施設野菜、露地野菜、水稻	0.45 ha	施設野菜、露地野菜、水稻	0.45 ha	伊豆木
認農法	P	果樹	1.77 ha	果樹	2.30 ha	伊豆木
認農	Q	畜産	0.26 ha	畜産	0.26 ha	伊豆木
到達	R	果樹	0.15 ha	果樹	0.15 ha	伊豆木
計	18人	A	25.95 ha	B	28.13 ha	
				増加見込(B-A)	2.18 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○新規作物、グリーン・ツーリズムの導入方針 三穂地区農業振興会議、三穂地区まちづくり委員会を中心に、収益性の高い品種や省力化作物などの栽培や、観光の視点も取り入れた農作業体験（グリーン・ツーリズム）の推進など、多様な農地活用に向けた検討を進める。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、中心経営体である認定農業者等へ耕作条件改善事業（国）等の活用要望を確認しながら、農地中間管理機構への貸付を積極的に進めるなど、伊豆木地区内を重点実施地区として取り組んでいく。</p>
<p>○耕作放棄地再生への取組方針 耕作放棄地が増えてきているため、補助事業も活用しながら農地整備を進め、中心経営体への集約を図り、耕作放棄地の再生に取り組む。</p>
<p>○新たな担い手確保の取組方針 担い手不足を解消するため、地区のPRをSNSを通して行うとともに空き家情報を広く発信し、新たな担い手を地区外から確保できるよう検討する。</p>